

独立行政法人国立病院機構  
平成21年度業務実績の評価結果

平成22年8月23日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

## 1. 平成21年度業務実績について

### (1) 評価の視点

独立行政法人国立病院機構は、国立病院・療養所（国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除く。）の業務を承継して平成16年4月に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の国立病院機構の業務実績の評価は、平成21年2月に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成21年度～25年度）の初年度（平成21年4月～22年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成21年12月9日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

### (2) 平成21年度業務実績全般の評価

国立病院機構は、安全で良質な医療を効率的に提供していくことが求められている。具体的には、国の医療政策を踏まえつつ患者の目線に立った適切な医療を提供する「診療事業」、国立病院機構のネットワークを活用した「臨床研究事業」、質の高い医療従事者を育成する「教育研修事業」等を安定的な経営基盤を確立しつつ効率的・効果的に運営していくことを目指している。

独立行政法人への移行後6年目にあたる平成21年度においても、設立当初より取り組んでいる病院長の裁量・権限の拡大等を通じ、業務進行状況の迅速な把握と業務改善に努めており、特に積極的な業務運営の効率化と収支改善に向けた取組は、中期目標に掲げる経常収支に係る目標を6期連続して達成したことに加え、純利益348億円を計上するなど特段の実績を上げている。こうした全体としての大きな成果は、理事長の卓越したリーダーシップの下に、各病院長をはじめ職員が懸命な経営努力をした結果であり、QC活動（病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動）などに代表される職員の意識改革がもたらしたものと高く評価する。また、内部統制強化やコンプライアンスの推進等に適切に取り組むとともに、国立病院機構の契約に関する「契約監視委員会」の設置など独立行政法人としてより透明性と競争性の高い契約の実施に取り組んでいる。

診療事業においては、引き続き、地域連携クリティカルパスの実施や紹介率・逆紹介率の着実な向上、地域医療支援病院の増加など、地域医療への取組を一層強化し、地域医療に大きく貢献しているほか、重症心身障害や筋ジストロフィー、結核などの政策医療にも着実に取り組んでおり、我が国におけるセーフティネットとしての重要な役割を果たしていることを高く評価する。

臨床研究事業においては、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM（根拠に基づく医療）の推進に向けた取組が順調に進捗しているほか、質の高い治験の

推進に向けた取組も大いに実績を上げており、これを高く評価する。平成21年度には、臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進する体制の検討準備を行った結果、新たに平成22年4月に「総合研究センター」の設立に至ったところであり、今後の我が国における医療政策への一層の貢献に期待したい。

教育研修事業においては、平成21年度は学校法人と連携し、高度な看護実践能力を持ちスキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成する看護学部と、全国に先駆けて特定看護師（仮称）を養成する大学院の設置に向けて準備が進められ、本年4月の開設に間に合うよう、国立病院機構勤務の医師が参加してのカリキュラムの作成をはじめ、全国では珍しく、医師が臨床教授として学部や大学院の臨床実習等を指導するとともに、東京医療センターを主たる実習施設とするなど国立病院機構が主体となった体制を構築したことを高く評価する。また、機構本部に「人材育成キャリア支援室」を設置するなど、医師のキャリア形成を支援する体制整備も着実に進めており、今後の積極的な取組を期待する。

このほか、新型インフルエンザ発生時においては、水際対策としての職員派遣やワクチンの有効性・安全性の試験を迅速に実施するなど、国の危機管理対応にも大きく貢献したことは高く評価できるものである。

これらのことを踏まえると、第2期中期目標期間の初年度に当たる平成21年度の業務実績については、全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したこと、中期目標の達成に向けて着実な進展がみられたことを高く評価する。今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組と、国立病院機構の役割等を踏まえ、全国144病院のネットワークを活用して積極的に国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図る姿勢を、期待したい。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

## 2. 具体的な評価内容

### (1) 診療事業

#### ① 患者の目線に立った医療の提供

平成16年度より実施している患者満足度調査について、総合評価をはじめ、「分かりやすい説明」等の主要な項目で前年度の平均値を上回る満足度が得られており、患者満足度の着実な向上を評価する。

セカンドオピニオン制度については、窓口を設置している病院数が増加し133病院（平成20年度129病院）と充実が図られているが、引き続き、患者の理解や満足度の向上に努めてもらいたい。

この他、MSW（医療ソーシャルワーカー）の増員、院内助産所や助産師外来の開設、土日外来の実施など地域・患者・家族のニーズに合った取組を着実に進めていること、また課題である待ち時間対策について様々な対策に取り組んでいることを評価する。今後もこのような創意工夫をこらした様々な取組を期待する。

#### ② 安心・安全な医療の提供

医療倫理の確立については、医療相談窓口の個室化等患者プライバシーへの配慮、適切なカルテ開示による診療情報の提供、インフォームド・コンセント推進への取組等を行うとともに、全ての病院に倫理審査委員会を設置し、審議内容についても、ホームページ上で掲示するなど、外部への公開を行っている。

医療安全対策については、標準化を図ることを目的に病院間で相互チェックを実施する体制を整備するための専門委員会の設置や、医療安全対策の情報発信として、報告された事件事例等から作成した「医療安全白書」、「警鐘的事例」などは各病院の医療安全対策を推進する上で評価できる取組である。また、これまで取り組んできた人工呼吸器の機種や使用医薬品の標準化も着実に進展している。

これらの取組は、国立病院機構内部はもとより我が国全体の医療倫理、医療安全対策の向上への貢献も期待されるところであり、安心・安全な医療の提供に資するものとして評価する。

### ③ 質の高い医療の提供

クリティカルパスについては、実施件数が増加し中期計画に掲げた目標に向けて着実に進展していることに加え、病院から在宅医療まで一貫した地域連携による医療を実践するため、地域連携クリティカルパスを実施する病院数の着実な増加を評価する。

E BM推進に向けた取組については、26項目にわたる臨床評価指標について、平成18年度から20年度の3カ年の実績を平成21年度において公表するとともに、「臨床評価指標の改善に関する検討会」の設置等、中期計画に掲げる臨床評価指標の充実に向けた取組など各般にわたり努力しており、国立病院機構のネットワークを活用した取組や成果としても評価する。

その他、長期療養者をはじめとする患者のQOL（生活の質）の向上に資する療養介助職等の増員による日常生活のケアに関する介助サービス提供体制の強化、重症心身障害、筋ジストロフィーなどの老朽化した病棟の整備、チーム医療の推進のための研修等これらの質の高い医療の提供に向けた取組を評価する。

### ④ 個別病院に期待される機能の発揮

地域医療への貢献については、地域連携クリティカルパスの実施や地域医療支援病院の増加等により、地域の医療機関との連携について一層の強化・推進が図られ、紹介率・逆紹介率ともに向上しており中期計画に掲げる目標に向けた着実な取組を評価する。また、災害等における活動として計画どおりに研修を実施し、災害時における活動や災害に備えた人材育成は国立病院機構にとって極めて重要な業務のひとつであり、今後も一層の貢献を期待する。

さらに、小児救急を含む救急医療については救急受診後の入院患者数及び救急車による受入数ともに増加しており、中期計画に掲げる目標の達成に向けて着実に取り組むとともに、地域の救急医療体制の中での国立病院機構としての役割を適切に果たしていることを評価する。

国立病院機構の本来目的の一つである政策医療の適切な実施については、結核や精神医療をはじめ適切に実施されているが、とりわけ、心神喪失者等医療観察法に基づ

く指定入院医療機関について国立病院機構が全国の病床数の約7割を占めるなど、職員の確保等様々な課題を乗り越え、政策医療のセーフティネットとしての重要な役割を果たし国の政策に大きく貢献していることを高く評価する。

また、新型インフルエンザA(H1N1)発生時の我が国における水際対策として、厚生労働省の要請に基づき、成田空港をはじめとする全国8カ所の検疫所及び停留施設へ多くの国立病院機構の職員を他の機関に先んじて迅速かつ継続して派遣するなど国家の危機管理への多大なる貢献を高く評価する。

## (2) 臨床研究事業

E BM推進のためのエビデンスづくりについては、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展しており、これまでの一部の成果について発表を行い、平成21年度には新たに3課題の研究を選定した。今後とも引き続き具体的成果の情報発信を大いに期待する。また、新型インフルエンザA(H1N1)ワクチンに関して、質の高いデータをとりまとめ接種回数などワクチン接種に係る国の方針決定の判断に根拠を与えたほか、接種開始に伴い約2万2千人を対象に安全性に関する調査を実施し、短期間に精度の高いデータをとりまとめるなどワクチンに係る有効性・安全性の情報収集において重要な役割を果たしたことを高く評価する。

治験については、CRC(治験コーディネーター)の増員や積極的な取組により治験実施症例数が大幅に増加し4,494例(対前年度比5.7%増)となり中期計画に掲げた目標を達成しているほか、平成21年度の承認医薬品の約6割の治験に国立病院機構が関わった。

この他、高度先端医療技術については、「高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術」など11項目について実施するとともに、「抗体測定方法及び小脳炎の診断マーカー」など17件の特許等の出願を行った。

これらの国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究や治験の推進は、我が国の医療の向上への貢献が期待される分野であり、国立病院機構のこれまでの実績を高く評価するとともに、今後とも積極的、継続的な取組を期待したい。

## (3) 教育研修事業

国立病院機構においては、医師の臨床研修、看護師等育成などに積極的に取り組んでいる。高度な看護実践能力を持ち、スキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成するため、学校法人青葉学園(東京医療保健大学)との連携により、機構の医療現場を最大限活用した密接な連携による臨床実習を充実させた4年間の看護基礎教育課程(看護学部)と高度な看護実践課程(大学院)から成る一貫した教育を行う新構想看護学部・大学院を平成22年4月に開設した。

特に、大学院における高度看護実践課程(クリティカル領域)においては、医師が臨床教授として指導を行い、我が国のチーム医療の推進に貢献することを目的として全国に先駆けた特定看護師(仮称)の養成に、国立病院機構東京医療センターを主たる実習施設とするなど、国立病院機構が主体となって取り組んでいることは、先進的な取組として大いに評価する。

医師のキャリアパス制度については、初期臨床研修終了後の専門領域の研修制度として後期臨床研修制度（専修医制度）の先進的な取組を評価する。また、本制度をより良いものとするために、専修医修了者等を対象としたアンケートの実施、さらには、平成21年4月に全人的医療を推進できる医師の育成や医師のキャリア形成支援のために、本部に「人材育成キャリア支援室」を設置するなど医師のキャリアパス制度の確立に向けた取組を評価するとともに、今後の積極的な取組を期待する。

看護師のキャリアパス制度については、専任の教育担当師長の配置、研究休職制度や全国統一の研修ガイドラインの運用など様々な施策を講じており、さらに、質の高い看護師等の育成として、卒後研修制度のモデル的導入など先進的な取組や附属看護学校における全国平均を大きく上回る高い看護師国家試験合格率について高く評価したい。

また、地域医療への貢献として、平成21年度は2,378件（対前年度比6.3%増）の地域の医療従事者を対象とした研究会や地域住民を対象とした公開講座等を実施しており、中期計画に掲げる目標の達成に向けた着実な取組を評価する。

#### （4）総合的事項

個別病院ごとの総合的な検証については、政策医療ごとの収支状況の分析に資する「政策医療コスト分析ソフトウェア」の開発等を行った。

エイズへの取組については、全国8ブロックのうち4ブロックの拠点病院に国立病院機構の病院が指定されている等エイズ医療拠点体制の充実に努めており、平成21年度においては、名古屋医療センターの院内にエイズ治療開発センターを設置し、エイズに関する治療・研究を総合的に推進するための体制を強化するとともに、各ブロック拠点病院において、エイズ医療の均てん化等を目的とした研修・会議を実施するなど積極的な取組を評価する。

また、臨床研究、治験、診療情報の分析を総合的に推進するため、「総合研究センター」の設立に向けての検討・準備に着手した。国立病院機構のネットワークを活用した診療情報の収集・分析を実施し、医療の質の向上と均てん化につながるエビデンスを集積することにより、今後の我が国における医療政策への一層の貢献に期待したい。

#### （5）効率的な業務運営体制

本部機能の強化については、平成21年度に内部監査を担当する業務監査室を新設し、内部統制の充実に努めた。また、引き続き医療機器や医事会計システムについて共同入札を行うなどで病院支援業務を実施した。一方、ブロック事務所においては、病院職員の募集・採用・異動や医療材料等の共同入札などで病院支援業務を実施した。これらの本部職員・ブロック事務所職員の取組を評価する。

効率的な管理組織体制については、本部・ブロック事務所の職員数を削減するなど更なる効率化を図るとともに、国家公務員の再就職者が就いているポストの見直しとして、平成21年度には3つの役員ポストについて公募により後任者の選考を行った。

弾力的な組織の構築については、各病院の地域事情や特性を考慮した各部門の見直しが行われ、特定の課題を担う副院長複数制についても、平成21年度は新たに2病院において設置し、病院経営、地域医療連携、看護師確保の特命事項に取り組んでいる。さらには、

地域医療連携部門の体制強化として、平成21年度には、地域医療連携室へ新たに12病院で専任の職員を配置し紹介率等の向上を図る等これらの取組を評価する。

職員配置については、業務量の変化に応じ非常勤職員やアウトソーシングを活用しているほか、上位の施設基準取得による収支改善も視野に入れた職員の配置も適切に行われており評価する。技能職の削減については、引き続き計画を上回る実績を上げているが、不補充後に業務の質が低下しないよう配慮も求めたい。

全職員への業績評価制度については、平成20年度から本格導入しており、平成20年度の実績を平成21年度の賞与に反映するなど国に先行した取組を評価するが、各自の目標設定において、評価する側とされる側の間で認識の乖離が生じないよう配慮することも重要である。

その他、平成22年3月1日には西札幌病院と札幌南病院を統合した北海道医療センターを開設する等、再編成業務の着実な実施を評価する。

## (6) 業務運営の見直しや効率化による収支改善

### ① 経営意識の向上、業務運営コストの節減

平成21年度においては、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得等を図るとともに、経費等のコスト削減に努め、機構全体として収支相償を達成し、赤字病院数も32病院（20年度40病院）と減少した。また、医業収支が特に良好な57病院の職員に対し年度末賞与を支給するなど引き続き経営に対するインセンティブ付与に努めている。

さらに、前述の本部で実施している医薬品の共同入札、一部のブロック管内での医療材料等の共同入札等は機構のスケールメリットを活かした業務運営コストの節減に資する取組としても評価する。後発医薬品の利用については、金額ベース、数量ベースともに平成20年度実績を上回っており、引き続き中期計画に掲げた目標に向けて着実に取り組んでいただきたい。

他方で、建築コストの削減にも引き続き取り組んでおり、こうした各方面での努力が(7)に記すような大きな収支改善に繋がっているものであり、コスト削減については全体として評価する。また、平成23年度から事務消耗品等の物品調達業務について、市場化テストを実施することとしており、今後のより一層のコスト削減に期待したい。

一般管理費の節減については、目標として15%減のところ41.2%減と中期計画に掲げる目標を大きく上回ったことを評価する。

### ② 医療資源の有効活用

CT、MRIの高額医療機器については、稼働数向上に向けた分析や人材の有効活用により稼働総数が増加したとともに、積極的な広報活動による他の医療機関との連携強化などの努力により共同利用数が大幅に増加し中期計画に掲げる目標を上回ったことを高く評価する。

病床稼働については、結核病床の一般病床とのユニット化や医療内容の高度化等の退院促進による平均在院日数の短縮化により非効率となった病床等を整理・集約する

ことで、効率化が図られている。また、これにより、人材の効率的な配置による上位基準の取得等にも繋がり、人的・物的資源の有効活用として評価する。

I T化の推進については、財務会計システム等の活用などを通じて、経営状況の把握や分析等の精度を向上させ適切な経営改善を実施するとともに、医事会計システムの標準化による機構のスケールメリットを活かしたI T投資費用の低減により、17.5億円のコスト削減を達成したことを高く評価するが、標準化はコスト削減のみならず各病院に蓄積された情報を共有・活用することで経営分析等にも寄与するものであることから、早期に全ての病院において標準化されることを期待する。

### ③ 収入の確保

未収金対策については、平成21年10月に導入された出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度を活用することで、分娩費用に対する未収金の縮減に努めるなど未収金対策の徹底による医業未収金比率の着実な低減を評価する。さらに、医業未収金の縮減方策として、文書督促を原則とするクリティカルパス方式を試行するなど、今後の進展に期待する。一方で、支払案内業務等にかかる市場化テストについては、今後さらなる検証を実施すべきである。

臨床研究事業においては、各病院における臨床研究部の設置など基盤整備を進め、外部競争的資金や受託研究費の獲得に努めており評価する。

## (7) 経営の改善

平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得等により、経常収支率104.9%、経常利益388億円と機構発足以来6年連続の経常収支プラスであるとともに、平成21年度計画における経常収支率102.5%を大きく上回った。こうした結果は、理事長の卓越したリーダーシップの下、本部の経営指導もさることながら各病院長をはじめ全職員が懸命な努力をした結果であると高く評価する。

個別病院についても、平成19年度末に策定した経営改善計画(再生プラン)に基づき、58病院中37病院(平成20年度31病院)の経常収支が平成21年度計画を達成したことや赤字病院の減少など着実な経営改善を高く評価する。

## (8) 固定負債割合の改善、医療機器・施設整備に関する計画等

国立病院機構発足時に承継した国時代の膨大な負債(7,471億円)と老朽化した病院を数多く抱えながらの経営の中で、建築単価の見直しをはじめとした様々な経営努力により、病院の機能維持に必要な整備を行いつつ、毎年着実に固定負債を減少させ、平成21年度までの6年間で2,000億円(26.8%)の減少を達成したことを高く評価する。

また、前中期目標期間からの繰越金などの自己資金を活用することにより、財政融資資金等外部から新たな借入を行わず必要な投資を行ったことも高く評価する。

## (9) その他の業務運営等に関する事項

人事に関する計画に関して、先に記した療養介助職の増員のほか、技能職の削減につい



ては計画を上回って進展している。

医師確保対策については、「人材育成キャリア支援室」の設置による専修医制度の研修コースや研修プログラムの充実、諸手当の改善、医師向けパンフレットの大学等関係機関への配布や研修医・専修医向け情報紙の創刊など様々な取組を評価する。

障害者雇用に対する取組についても、法定雇用率の達成を維持すべく、委託範囲や業務分担の見直し等により引き続き障害者の雇用に努めている。

また、広報に関する事項として、ホームページを見やすくする工夫の実施や国立病院機構のパンフレットの地域医療機関等に対する積極的な配布を評価する。

## (10) 評価委員会が厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

### ① 財務状況について

病院毎の機能・規模を踏まえた職員の適正配置、平均在院日数の短縮や地域連携による診療報酬にかかる上位基準の取得等により、純利益348億円を計上したことを高く評価する。また、平成21年度の利益剰余金を目的積立金とすることについて、これは機構が莫大な国期間債務を確実に償還し、必要な建物及び医療機器の整備を行うために不可欠であり、機構の経営努力の成果である利益剰余金を中期計画に則って処分するものであることから妥当である。

### ② 保有資産の管理・運用等について

平成21年度は、老朽化した宿舍や建て替えのために使用しない病棟等については、減損を認識し、これらについては今後病棟・宿舍等の建て替えに有効活用するほか、病院機能との相乗効果が図られる貸付等により有効活用を行うこととしており、保有資産を有効活用していると評価できる。

なお、独立行政法人通則法の一部改正及び事業仕分けにおける改革案を踏まえ、再編成計画により廃止した7病院跡地を現物で国庫納付することとしており、今後とも保有資産の適正な管理を期待する。

### ③ 組織体制・人件費管理について

国立病院機構職員の給与について、平成21年度のラスパイレス指数は、病院医師109.7、病院看護師94.3、事務・技術職97.2となっている。病院医師のみが国の給与水準より高いものとなっているが、自治体病院や民間医療機関とはまだなお相当な開きがあり、医師確保が切実な問題となっている昨今においては、他の医療機関と遜色ない給与水準に近づけることは必要な措置であることから、医師手当など国と異なる機構独自の諸手当は適切であると考え。もちろん、医療職種のモチベーションが金銭面だけではないことは自明であり、勤務体制や環境整備はもとより魅力ある病院づくりも重要な課題である。

また、総人件費改革の取組として、技能職の退職不補充、非効率病棟の整理・集約、事務職の削減、給与カーブの変更・調整額の廃止などを行い、平成18年度以降平成21年度までの削減額226億円(7.41%)については高く評価できる。

他方、増額は408億円あり、総人件費改革の基準値である平成17年度の人件費

と比すると183億円増となり、行革推進法等による削減率を達成していないものの、人件費率と委託費率を併せた率（対医業収益）57.4%は、平成17年度決算（57.8%）に比べて0.4ポイント低下している。また、他の設置主体では代替困難な医療観察法等に基づく医療体制の整備、医療計画を踏まえた救急医療など政策医療推進のための対応や医師不足解消に向けた取組によるものであり、国立病院機構の役割を果たしていくためには必要な措置と認められる。

今後とも適正な人件費管理を行っていくことは必要であるが、医療現場を巡る昨今の厳しい状況のなかで、患者の目線に立った安全かつ良質な医療を提供し、国立病院機構に求められる役割を着実に果たしていくためには、引き続き医師、看護師等の人材確保が必要であるとともに、事務職やコメディカルの配置抑制が既に限界に達していることも踏まえると、医療現場に対する総人件費改革の一律の適用はもはや困難であり、早期撤廃を望む。

福利厚生費については、これまでに取り組んできたレクリエーション経費の見直しをはじめ、平成21年度には弔電、供花や永年勤続表彰などについても厚生労働省に準じた基準とするなど事業運営上不可欠なものに限定し、適切に取り組んでいる。

#### ④ 事業費の冗費の点検について

事業費の冗費の点検については、平成22年1月に全病院に対し経費削減への取組状況の調査を行ったところであり、今後はその結果を踏まえたさらなる取組に期待する。一方で、機構がこれまでに取り組んできた、独立行政法人国立病院機構総合情報ネットワークシステム（HOSPnet）の最適化や電力の自由化に伴う一般競争入札等による経費削減、さらには、本部における水道光熱費等一般管理費の大幅な削減を評価する。

#### ⑤ 契約について

国立病院機構においては、これまでの厳しい指摘を踏まえ、一般競争入札を原則とするとともに、引き続き内部監査や監事と連携した抜打監査を実施した。また、平成21年7月には、「随意契約見直し計画」にかかる平成20年度実績をホームページに公表し、計画の達成には至らなかったものの、競争性のない随意契約の状況は18年度と比較し大幅に減少したことはこれまでの成果として評価できる。

一方で、政府の要請を踏まえ、平成21年12月に「契約監視委員会」を設置し、平成20年度に締結した契約のうち、競争性のない随意契約や一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施し、平成22年4月には新たな随意契約見直し計画である「随意契約等見直し計画」を策定したところであり、今後は計画達成に向け、より透明性と競争性の高い、厳正かつ適切な実施に期待したい。

#### ⑥ 内部統制について

理事長は、週例及び月例の役員会において、国立病院機構の理念や方針を役員に示すとともに、各ブロック担当理事を通じ管内の施設に適切に周知している。また、国立病院機構総合医学会等において、理事長自らが職員等に対し方針等を示すなど公正

かつ誠実な組織づくりに努めており、適切な統制環境の確保に向けて取り組んでいると認められる。

さらに、平成21年度においては、本部に、従来の5部体制とは別に内部監査を行う業務監査室を新設し、各ブロック事務所との協力の下、新たに各病院に対し内部監査（書面及び実地監査）を行うことで、従来から実施している独立行政法人通則法に基づく監事監査及び外部監査の三者の監査体制が確立したところである。また、これらにより判明した改善点等は役員会等で把握・検証が行われており、統制環境の改善が図られていると評価する。

1（2）平成21年度業務実績全般の評価で前述したとおり、法人の業績は中期計画・年度計画に沿っておおむね達成しており、これは、年度計画や業績測定のための尺度がおおむね妥当であったことによるものと認める。

このほか、標準的業務フローやコンプライアンスチェックシートの作成など様々な取組を評価する。

#### ⑦ 事務・事業の見直し等について

国民のニーズを踏まえた業務改善としては、患者満足度調査の指摘・意見を各病院にフィードバックすることで、アメニティの向上、診療時間の改善など様々な業務改善に取り組んでいる。

職員による自主的な業務改善としては、QC活動などを通じて病院業務の質の向上に努めている。

また、国民のニーズとずれている事業や費用対効果の乏しい事業について、平成21年度においては、適切な病院運営、経営改善の観点から、病棟の稼働状況に応じた整理・集約を実施しており、全体として適切に取り組んでいると評価できる。

#### ⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。

#### ⑨ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成22年7月8日から8月6日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったところ、意見は寄せられなかった。